

入湯税の使途に関する説明調書

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされています。また、伊達市において令和2年10月1日より入湯税の税率改正を行い、引上げ分を大滝区の観光振興に充てることとしています。

令和3年度伊達市一般会計歳入歳出決算における入湯税の充当状況については、下記のとおりです。

・入湯税	通常課税	16,952千円
	超過課税	15,906千円

(単位 千円)

事業名	決算額	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国・道 支出金	市債	大滝区 観光振興 基金 繰入金	その他	うち入湯税		
						標準 課税分	超過 課税分	
環境衛生施設整備事業	41,085					41,085	13,419	/
簡易水道事業繰出金	41,085				41,085	13,419		
鉱泉源の保護管理施設	23,298				12,483	10,815	3,533	
温泉供給施設維持管理費	23,298				12,483	10,815	3,533	
観光振興事業	15,906					15,906		15,906
大滝区観光振興基金積立金	15,906					15,906		15,906
合計	80,289				12,483	67,806	16,952	15,906